

4 互いの人権を尊重する教育の推進

(1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保護者の意見を大切にされた学校運営を進めます。また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段階の連携により、長期的な視点から人権教育に取り組むとともに、家庭や地域、関係機関との連携により、総合的な視点から人権教育を推進します。

(ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
人権・同和教育研究事業 (人権同和教育課)	<p>(あ) 島根県人権・同和教育指定校・園事業 学校・園を研究指定し、訪問指導等を通じて学習教材の開発や指導方法の改善を図り、人権が大切にされる学校づくりに努めます。</p> <p>○平成 22～23 年度 東出雲町立出雲郷小学校 益田市立高津中学校 県立大田高等学校 県立横田高等学校</p> <p>○平成 23～24 年度 浜田市立石見幼稚園 斐川町立出東小学校 隠岐の島町立西郷南中学校</p> <p>(い) 文部科学省人権教育研究指定校事業 文部科学省指定をされた学校に対して訪問指導等を通じて学習教材の開発や指導方法の改善を図り、人権が大切にされる学校づくりに努めます。</p> <p>○平成 22～23 年度 東出雲町立出雲郷小学校 益田市立高津中学校</p> <p>○平成 23～24 年度 斐川町立出東小学校 隠岐の島町立西郷南中学校</p> <p>(う) 県立学校人権・同和教育訪問指導事業 指定した県立学校 14 校を訪問し、各学校における人権・同和教育の充実と教職員の資質の向上を図ります。</p> <p>(え) 高等学校等地域別人権・同和教育研究事業 県内の高等学校を 7 つのブロックに分け、地域の実態に応じた人権・同和教育を推進するための研究協議を行い、高等学校等における人権教育の推進を図ります。</p> <p>(お) 人権教育総合推進地域事業 学校、家庭、地域社会が一体となり、人権教育を推進するための総合的な取組を進めます。</p> <p>○平成 23 年～24 年度 浜田市(第二・三中学校区)</p>	3,455

<p>人権・同和教育推進事業 (人権同和教育課)</p>	<p>(あ) 人権・同和教育「PTA活動」育成事業 PTAにおける研修・実践活動を促進し、園・学校における人権・同和教育の充実とその成果を地域社会に波及していくよう努めます。</p> <p>○平成 22～23 年度 東出雲町立出雲郷小学校 P T A 益田市立高津中学校 P T A 県立大田高等学校 P T A 県立横田高等学校 P T A</p> <p>○平成 23～24 年度 浜田市立石見幼稚園 P T A 斐川町立出東小学校 P T A 隠岐の島町立西郷南中学校 P T A</p>	<p>1, 230</p>
<p>進路保障推進事業 (人権同和教育課)</p>	<p>(あ) 進路保障連絡協議会 同和地区児童生徒をはじめとする特に支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組を進めるために、協議や情報交換を通して、推進者等の共通理解を深めます。</p> <p>(い) 人権・同和教育専任教員配置 4つの県立学校（松江北高校・大社高校・島根中央高校・益田翔陽高校）に人権・同和教育専任教員を配置し、同和地区児童生徒の学力向上をはじめとする進路保障の推進、当該ブロック内の県立学校及び地域の人権・同和教育の充実を図ります。</p> <p>(う) 同和教育指導員配置 4つの教育事務所（松江・出雲・浜田・益田）に同和教育指導員を配置して、同和地区児童生徒の実態を把握し、その進路を阻む差別をなくす取組を行い、進路保障を進めます。</p> <p>(え) 進路保障拠点強化事業 同和地区児童生徒に対する進路保障に係る体験的活動や教育相談等を行い、同和地区との信頼関係をより深め、進路保障の充実強化を図ります。</p>	<p>11, 137</p>

(イ) 人権意識を高めるための指導の充実

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額 (千円)
<p>教職員人権・同和教育 研修事業 (島根県教育センター)</p>	<p>(あ) 人権・同和教育主任等研修 人権・同和教育主任等を対象に、人権・同和教育推進に関する実践的な研修を通じて、主任としての立場や役割に対する自覚と認識を深めます。</p> <p>(い) 人権・同和教育講座 教職員を対象として、人権・同和教育についての基本的</p>	<p>135</p>

	<p>な考え方や指導方法についての研修を行い、指導者としての社会的立場の自覚を深めます。</p> <p>(う) 幼稚園人権・同和教育講座 幼稚園教職員を対象として、人権・同和問題に関する正しい理解と認識を深め、人権・同和教育の指導者としての資質及び指導力の向上を図ります。</p>	
<p>地区内学習推進事業 (人権同和教育課)</p>	<p>(あ) 人権・同和教育促進講座 地区内学習グループ代表者、リーダー、及び地域学習リーダーの資質を高め、地区内外の交流活動の推進を図ります。</p>	396
<p>人権啓発指導者養成事業 (人権啓発推進センター)</p>	<p>(あ) 社会人権・同和教育指導者基礎講座 全市町村の新任担当者と指導者を対象に研修を行い、資質と実践力を高めます。</p> <p>(い) 社会人権・同和教育指導者専門講座 全市町村の指導者を対象に研修を行い、指導者としての資質と実践力を高めます。</p> <p>(う) 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 各市町村より推薦された指導者を対象に、地域中核指導者としての研修を行い、地域における幅広い講座、研修、学習会等に対応できる指導者の養成を図ります。</p> <p>(え) 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 地域中核指導者養成講座の修了者、各市町村より推薦された指導者を対象に、同和問題に関する系統的、体系的な学習を深め、地域中核指導者としての資質の向上をめざします。</p> <p>(お) 公民館長等人権・同和教育研修 公民館長等を対象に、社会教育推進の指導者としての資質を高め、実践力の向上を図ります。</p> <p>(か) 人権・同和問題を考える女性の集い 女性団体の代表者を対象として、人権・同和問題を女性の立場で正しく理解し、問題解決への力量と実践力を高め、人権・同和教育の地域への浸透を図ります。</p> <p>(き) 同和問題青年団体研修 青年団体の代表者を対象として、同和問題の理解を深め、問題解決への力量と実践力の育成を図ります。</p>	(1, 962)

※ 人権教育推進の基盤づくり

①主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
人権・同和教育行政推進事業	(あ) 島根県人権同和教育推進協議会 本県における人権・同和教育推進上の諸問題について協	2, 290

(人権同和教育課)	<p>議し、人権・同和教育の充実を図ります。</p> <p>(い) 教育庁人権同和教育推進会議 県教育委員会の関係各課が連絡、協調して、人権・同和教育の推進を図ります。</p> <p>(う) 人権教育指導資料作成事業 人権教育推進のための指導資料を作成し、学校教育、社会教育における人権教育の充実を図ります。</p> <p>(え) 同和問題に関する調査研究事業 「同和問題に関する調査活用事業」において収集済みの史資料について、分類・整理、解説等を行います。</p>	
<p>人権・同和教育推進事業 (人権同和教育課)</p>	<p>(あ) 人権・同和教育地域推進ネットワーク事業連絡協議会 地域別に、行政、学校、関係機関・団体、企業等の人権・同和教育推進組織が連携を図り、地域ぐるみで取り組む教育・啓発活動のあり方について協議を行い、地域における総合的な推進体制の確立を図ります。</p> <p>(い) 人権・同和問題を考える県民のつどい 人権・同和教育地域推進ネットワーク事業等の成果を踏まえて、実践活動の発表、講演、一人芝居、教育・啓発展等を行い、全県民の意識を高めます。</p> <p>(う) 人権・同和教育研究促進事業 県と市町村、同和教育推進組織が連携して、全県的な活動の一層の促進に努めます。</p>	1, 828
<p>社会人権・同和教育市町村訪問 (人権啓発推進センター)</p>	<p>(あ) 社会人権・同和教育市町村訪問 社会人権・同和教育及び人権啓発の推進に向けて、市町村と県が連携して諸課題とその解決の在り方について協議します。</p>	-

5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

学校・家庭・地域を取り巻く諸問題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

学校と地域との連携協力関係を構築していくために、地域をあげて学校を支援する気運を醸成する取組を進める一方、地域そのものが地域の課題を掘り下げ、解決していく「地域力」を高めていくことができるように、地域に根ざした住民自治活動の振興やその中核となる公民館の機能強化を支援していきます。

また、学校においても、ふるさとへの愛着と誇りをもち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を県内すべての公立小中学校で、学校と地域の連携協力により実施します。

さらに、家庭教育支援として、放課後や休日に年齢の異なる子どもが群れて遊んだり、体験・交流ができたりする場を確保するため、地域が総がかりとなって子どもの居場所づくりをしていく取組を進めます。